

動物用医療機器修理業事業所廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所  
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の3において準用する同法第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器修理業事業所の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止（休止・再開）した営業所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本産業規格A4）

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。